千葉県行政書士会東葛支部規程

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本支部は、千葉県行政書士会東葛支部と称する。

(事務所)

第2条 本支部の事務所は、支部長の事務所に置く。

(組 織)

第3条 本支部は、千葉県行政書士会会則施行規則第16条に規定する東葛支部 の区域に事務所を有する行政書士及び行政書士法人をもって組織する。

(地 区)

第4条 本支部は、必要により区域毎に地区を置く。地区割りは別表のとおりとする。

(目 的)

第 5 条 本支部は、千葉県行政書士会の行う事業を円滑に推進するほか、支部 会員の品位保持と業務の適正及び改善進歩並びに親睦を図ることを目的 とする。

(事業)

- 第6条 本支部は、次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1)業務の研究及び指導
 - (2) 品位保持と社会的地位の向上
 - (3) 会員の研修
 - (4) 業務の広報
 - (5) 会員の親睦
 - (6) その他業務向上のための必要な事項

第2章 役 員

(役 員)

第7条 本支部に次の役員を置く。

(1) 支部長 1名

(2) 副支部長 5名以内

(3) 会 計 2名

(4) 幹事 15名以内

(5) 会計監事 2名

(役員の選任)

- 第8条 支部長、副支部長、会計、幹事及び会計監事は、支部個人会員の中から幹事会で候補者を推薦し、支部総会で選任する。
 - 2 選任について必要な事項は、別に定める役員選任規則による。
 - 3 代表幹事は、幹事会で選任する。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は、就任後2回目の定時総会の終結の時までとする。
 - 2 役員が任期満了又は辞任した場合において、第7条に規定する定数を欠くに至った場合には、後任者が就任するまではそれぞれの職務を行わなければならない。
 - 3 役員は、再任を妨げない。ただし、会計については 2 期 4 年を超える ことはできない。

(役員の職務)

- 第10条 支部長は、支部を代表し、支部事業を掌理する。
 - 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を行う。
 - 3 会計は、会計に関する事務の処理を行う。
 - 4 幹事は、幹事会を構成し、支部事業を決定するとともに、所属する地区を代表し地区会員に対する助言連絡に当たる。
 - 5 代表幹事は、地区内幹事を代表し、連絡調整に当たる。
 - 6 会計監事は、会計事務の監査を行う。

第3章 会 議

(会議の種類)

- 第11条 本支部の会議は、次のとおりとする。
 - (1)総会
 - (2) 幹事会
 - (3) 正副支部長会
 - 2 支部長が必要と認めたときは、総会を除く会議については、Web 会議 (映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話して 行う会議をいう。)をすることができる。

(総会の種類)

- 第12条総会は、定時総会及び臨時総会とする。
 - 2 定時総会は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。
 - 3 臨時総会は、支部長が必要と認めるとき又は会員の 3 分の 1 以上から 請求があったときに開催する。

(総会の招集)

- 第13条 総会は、支部長が招集する。
 - 2 支部長は、総会を招集しようとするときは、開催日の 5 日前までに文書をもって支部個人会員に通知しなければならない。
 - 3 前項の通知は、会議の日時、場所及び会議の目的を記載しなければならない。

(総会の決議事項)

- 第14条 総会は、次の事項を決議する。
 - (1) 事業計画に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 役員の選任及び解任に関する事項
 - (4) 本会役員の推薦に関する事項
 - (5) 支部規程の制定及び変更に関する事項
 - (6) 幹事会において総会に付議することを相当と認めた事項
 - (7) 前各号のほか、本支部の運営に関する事項

(定足数)

- 第15条 総会は、支部個人会員の3分の1以上の出席がなければ会議を開くことはできない。ただし、やむを得ない理由によって出席できない個人会員は、他の個人会員を代理人として表決を委任することができる。
- 第15条の2 支部長は、災害その他の特別の理由があるときは、幹事会の決議 を経て、総会の議案について書面による表決を求めることができる。
 - 2 前項の書面表決について必要な事項は、千葉県行政書士会の規程を準用する。

(決 議)

- 第16条 決議は、出席者の過半数をもってし、可否同数のときは議長が決するものとする。
 - 2 第 14 条第 3 号に定める役員の解任及び第 5 号に定める支部規程の制定 及び変更に関する事項は、出席個人会員の 3 分の 2 以上の多数の議決を経 なければならない。

(議長及び副議長)

第17条 総会の議長及び副議長は、総会で選出する。

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した個人会員 2名以上が署名し押印しなければならない。

(幹事会)

第19条 幹事会は、支部長、副支部長、会計及び幹事をもって構成する。ただ し、支部長は必要により会計監事その他必要と認めた会員を出席させる ことができる。

(幹事会の招集)

- 第20条 幹事会は、役員2分の1以上の定足数をもって構成する。幹事会は支 部長が招集し、支部長又は支部長が指名した副支部長が議長となる。
 - 2 幹事会の決議は、出席者の過半数をもってし、可否同数の場合は議長が決するものとする。
 - 3 支部長は、幹事会構成員 2 分の 1 以上の者から会議の目的である事項 及び招集の理由を記載した書面により幹事会開催の請求があったとき は、これを招集しなければならない。
 - 4 幹事会は、開催の5日前までに文書又は電磁的方法(メール等)により通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、招集の期間を短縮し又は手続きを省略することができる。

(幹事会の決議事項)

- 第21条 幹事会は、次の事項を審議決議する。
 - (1) 第6条に定める事業の推進に関する事項
 - (2) 総会に提出すべき議案に関する事項
 - (3) その他支部事業の執行に関する事項

(書面による表決)

- 第22条 支部長は、決議すべき事項が急を要する等幹事会を招集する暇がない ときその他特別の理由があるときは、書面又は電磁的方法(メール等) により表決を求めることができる。
 - 2 前項の場合、幹事会構成員の過半数が同意したときは、幹事会の決議があったものとみなす。

(正副支部長会)

- 第23条 正副支部長会は、支部長及び副支部長をもって構成する。
 - 2 正副支部長会は、支部長職務の執行及び緊急を要する事項を協議する。
- 3 正副支部長会は、支部長が招集し、議長となる。ただし、支部長は副 支部長を議長に指名することができる。

(部会の設置)

- 第24条 支部長は、幹事会に諮って、支部事業の遂行に必要な部を置くことが できる。
 - 2 前項の部について必要な事項は、別に定める業務組織規則による。

(顧問及び相談役)

第25条 支部長は、幹事会の承認を得て、本支部に顧問及び相談役を置くこと ができる。

第4章 会 計

(会計年度)

第26条 本支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (予 算)

- 第27条 支部長は、毎会計年度の予算案を作成し、総会の決議を経なければならない。
 - 2 支部長は、予算が成立しない期間については、通常の業務を執行する ため必要な経費に限り支出することができる。

(決 算)

- 第28条 支部長は、毎会計年度終了後、収入及び支出の決算書を作成し、会計 監事の監査を経て総会に提出しなければならない。
 - 2 会計監事は、前項の決算書を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

(支部の経費)

第29条 本支部の経費は、千葉県行政書士会からの交付金及び寄付金その他の 収入をもって充てる。

(旅費経費)

第30条 支部の事業遂行上必要により会員が出張する場合には、別に定める支部運営規則により支給することができる。

第 31 条 削除

第5章 その他

(特例事項)

第32条 この規程にない事項で緊急を要するものは、幹事会の決議により行うものとする。

附則

- 1. この支部規程は、平成12年5月13日から施行する。
- 2. この支部規程は、平成16年8月1日から施行する。
- 3. この支部規程は、平成18年5月13日から施行する。
- 4. この支部規程は、平成26年5月17日から施行する。
- 5. この支部規程は、平成29年7月19日から施行する。

6. この支部規程は、令和3年6月22日から施行する。

(別表) 地区割

- (1) 松戸地区 松戸市
- (2) 柏 地区 柏 市
- (3) 流山地区 流山市
- (4) 野田地区 野田市
- (5) 我孫子地 区 我孫子市